

令和3年第11回
志木市農業委員会総会議事録

令和3年11月26日

志木市農業委員会

令和3年第11回志木市農業委員会総会日程

令和3年11月26日（金）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第19号 『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について
- (2) 議案第20号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- (1) 報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和3年第11回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月26日(金) 午後1時58分から午後2時43分

2. 開催場所 志木市総合福祉センター 4階 401会議室

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	2番	市之瀬 滋
	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	6番	大島 廣明
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重

4. 欠席委員(1人) 1番 三枝 将樹

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案第19号 『相続税の納税猶予に関する適格者証明』について

第4 議案第20号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

第5 諸報告

第6 協議事項

第7 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐野 由美子
書 記 富海 亮太
書 記 三上 陽平

6. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和3年 第11回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中12人で行っていただきまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和3年第11回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、3番 小山 武英委員、4番 清水 和雄委員にお願いいたします。併せて、書記として三上主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入りますが、

(1) 議案第19号 『相続税の納税猶予に関する適格者証明』については申請者から申請をいったん保留する旨申し出がありましたので、削除でお願いいたします。

それでは、日程第4の議案に入ります。

(2) 議案第20号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について

以上、上程いたします。

それでは、

議案第20号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局 事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第20号受付番号34番から36番、39番について、事務局から説明を求めます。

○三上主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号34番の申請人及び農地の状況につきましては清水和雄委員に、受付番号35番の申請人及び農地の状況につきましては小山武英委員に、受付番号36番の申請人及び農地の状況につきましては私 田中が、受付番号39番の申請人及び農地の状況につきましては志村晃委員にご同行いただき、確認しております。

この後、それぞれの担当委員よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第20号 受付番号34番につきまして、清水和雄委員、説明、報告をお願いいたします。

○4番 清水委員

会長の指名がありましたので、議案第20号受付番号34番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、6ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

次に議案第20号受付番号35番について、小山武英委員に説明、報告をお願いいたします。

○3番 小山委員

会長の指名がありましたので、議案第20号受付番号35番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、7ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

次に議案第20号受付番号36番について、私 田中から説明、報告を行います。

本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、8ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

次に議案第20号受付番号39番について、志村晃委員に説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第20号受付番号39番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、9ページをお開きください。

元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■他■筆の現地を確認したところ、

〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、議案第20号 受付番号34番から36番、39番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第20号 受付番号34番から36番、39番は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第5の諸報告に入ります。

(1) 報告第17号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』
専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、報告第17号 受付番号19番につきまして、抜井和彦委員の報告を求めます。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、報告第17号受付番号19番について、報告を行います。
申請地は、10ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇を〇折、〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折し、さらに約〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

続きまして、報告第17号受付番号20番につきまして、志村二美恵委員の報告を求めます。

○12番 志村委員

会長の指名がありましたので、報告第17号受付番号20番について、報告を行います。申請地は、11ページをお開きください。元の市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇を〇折、〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折し、さらに約〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。現地は、〇〇となっております。今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第17号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和3年12月24日金曜日、午後2時、総合福祉センター4階401会議室で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、12月24日 金曜日、午後2時ということでよろしくお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 佐野主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ①生産緑地買取りの斡旋について
 - ②1月の総会等について
 - ③農業委員会手帳の配付について
 - ④会長の県知事表彰及び市長表敬訪問について
- 以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和3年第11回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名
押印する。

令和3年11月26日

志木市農業委員会議長 田中 満男

3番 小山 武英

4番 清水 和雄